# 令和7年度年末年始の輸送等に関する安全総点検実施細目

国土交通省北海道運輸局 令和7年11月13日

日々の国民生活や経済活動を支える基盤である輸送機関等の「安全・安心」の確保は不可欠であるが、特に大量の輸送需要が発生し、輸送機関等に人流・物流が集中する年末年始は、ひとたび事故等が発生した場合には大きな被害となることが予想される。

令和4年4月に北海道知床で発生した遊覧船事故を受けて、「知床遊覧船事故対策検討委員会」において取りまとめられた「旅客船の総合的な安全・安心対策」について、実施可能なものから速やかに実行するとともに、その進捗についてフォローアップを実施しているところである。

このような事故をはじめ、これまでに発生した事故や、豪雨、台風等による輸送障害といった近年の輸送情勢も踏まえ、事業者への指導強化などの安全施策の取組を実施し、事故等の再発防止を推進してきたところであるが、輸送機関等における安全確保及び事故防止の徹底を図るため、全てのモードにおいて、事業者における自主的な安全への取組を強化することが引き続き重要であり、経営トップを含む幹部の強いリーダーシップの下での自主点検等を着実に実施しながら、安全意識を向上させる必要がある。

また、テロの脅威は先進国を含めて世界各地に拡散し、最近のテロの対象として、警備や監視が手薄で不特定多数が集まる、いわゆるソフトターゲットが標的になる傾向があるなどテロ情勢は一層厳しさを増している。近年、情報システムのサプライチェーンリスクが指摘される中、サイバー攻撃が複雑化・巧妙化しており、サイバーセキュリティ対策の重要性がますます高まっている。このため、サイバー空間を含むテロ対策の実施状況についても併せて点検を実施し万全を期する必要がある。

さらに、新型インフルエンザ等感染症対策については、昨年度に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府及び国土交通省等の行動計画が改定されたところであり、これらを踏まえ、事業者等は対策の着実な実施に努める必要がある。

加えて、全国的に気象の変化が目立つ中、北海道においては大雪への備えが万全かどうか改めて確認する必要がある。

このため、「年末年始の輸送等に関する安全総点検」(以下「総点検」という。)を次のとおり実施する。

#### 第1 期間

総点検の実施期間は、令和7年12月10日(水)から令和8年1月10日(土)までとする。

※ 第3点検事項1(4)については、12月1日(月)から開始するよう努めるものとする。

# 第2 重点点検事項

今年度の総点検においては、特に以下の4点に留意する。

- 1 安全管理(特に乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握、乗務員に対する指導監督体制)の実施状況
- 2 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・ 構築状況 (特に雪害対策)
- 3 サイバー空間を含むテロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保の ための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定し た訓練の実施状況
- 4 新型インフルエンザ等の対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な 物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対 策の実施状況

# 第3 輸送等機関別の点検事項

- 1 鉄軌道交通関係 (索道含む)
- (1) 安全管理(乗務員に対する指導監督体制、施設・車両の保守管理体制)の実施状況
- (2) 施設・車両の保守及び整備 (実施基準等の遵守) の実施状況
- (3) 地震、津波、風水害、雪害等の対策設備並びに事故、災害等の発生時における旅 客の避難誘導及び情報提供体制等の整備状況
- (4) プラットホームにおける人身障害事故防止対策の実施状況 (ホームにおける安全 確認及び必要に応じた声かけ、車内放送等による旅客への注意喚起等の実施状況及 び安全設備の状況)
- (5)「鉄道テロへの対応ガイドライン」を踏まえた、防犯カメラによる監視、駅構内・列車内及び沿線の重要施設(運転指令所・車両基地等)等の巡回等の実施状況、テロ発生等の緊急時の通報・連絡・指示体制の整備状況、テロ発生等の緊急事態を想定した訓練の実施状況
- (6) 新型インフルエンザ等感染症対策の実施状況

# 2 自動車交通関係

- (1)軽井沢スキーバス事故を踏まえた貸切バスの安全対策の実施状況(※「第2 重 点点検事項」に加え、自動車交通関係の重点点検事項)
- (2) 自動車運送事業の運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況(※「第2 重点点検事項」に加え、自動車交通関係の重点点検事項)
- (3) 自動車運送事業の健康管理体制の状況(※「第2 重点点検事項」に加え、自動車交通関係の重点点検事項)
- (4) 自動車運送事業の運転者に飲酒運転や薬物運転等を行わせないための安全対策の 実施状況(※「第2 重点点検事項」に加え、自動車交通関係の重点点検事項)
- (5) 車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況 (特に大型自動車の車輪脱落事故防止対策及びスペアタイヤ等の定期点検実施状況) (※「第2 重点点検事項」

に加え、自動車交通関係の重点点検事項)

- (6) 大雪に対する輸送の安全確保の実施状況(※「第2 重点点検事項」に加え、自動車交通関係の重点点検事項)
- (7) 点呼の実施(運転免許証の確認を含む。)、運転者に対する指導監督の実施状況
- (8) コンテナ輸送における安全対策の実施状況
- (9) バスターミナル及び自動車道の保守点検の実施状況
- (10) 自然災害・事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況(特に雪害対策)
- (11) テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
- (12) 新型インフルエンザ等感染症対策の実施状況
- (13) 貨物軽自動車運送事業における安全対策の実施状況

# 3 海上交通関係

- (1) 法令及び安全管理規程(特に、安全方針及び安全重点施策の策定・見直し、安全 統括管理者及び運航管理者の選任に関する事項、気象海象条件を踏まえた運航の可 否判断・航行中止の判断、乗組員の健康状態及び過労状態の把握)の確実な遵守状 況
- (2) 安全に関する設備(旅客船ターミナル等を含む)の確実な備付け及び旅客・乗組員・貨物に関する安全対策の実施状況(特に、火災対策(消火器等の点検、避難誘導訓練の実施)、荒天時の体制の準備状況(適切な情報収集体制、適切な当直体制)、飲酒対策の実施状況)
- (3) 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備状況及び通信設備・通信環境の確認
- (4) 不審者・不審物発見時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
- (5) 新型インフルエンザ等感染症対策の実施状況

#### 4 利用運送業関係

- (1) 危険物輸送を管理するための体制整備状況
- (2) テロ防止のための警戒体制の整備状況並びにテロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況
- (3) 新型インフルエンザ等感染症対策の実施状況

### 5 トラックターミナル関係

- (1) 緊急時 (テロ発生時を除く。) の整理・誘導等の安全確保の徹底
- (2) テロ防止のための警戒体制の整備状況や利用者等の安心確保のための取組、テロ 発生時における整理・誘導等の安全確保の状況及び通報・連絡・指示体制の整備状 況、テロ発生を想定した訓練の実施状況

- (3) 保安設備及び緊急時に必要な諸施設の点検整備
- (4) 建設中及び工事中における安全確保と安全対策の状況
- (5) 過労運転、飲酒運転、居眠り運転の防止に関する措置状況
- (6) 火災、衝突その他の事故等(自動車ターミナル法施行規則第 16 条及び第 17 条) が発生した場合の措置状況
- (7) 新型インフルエンザ等感染症対策の実施状況

# 第4 実施要領

- 1. 輸送機関等は、総点検実施細目の趣旨を踏まえ、総点検実施期間中に重点点検事項 及び輸送等機関別の点検事項について、次の点を考慮したうえ総点検を行うものと する。
- (1)総点検は最高責任者を選任して事前に計画を定め、現場機関のみにまかせることなく、幹部も参加して実施すること。
- (2) 重点点検項目とされた点検細目については、特に入念な点検を行うこと。
- (3)総点検において発見された不備事項については厳正な態度で臨み、速やかに適切な措置を講ずること。
- 2. 運輸局等が実施する事業者への現地確認
- (1)総点検の実施期間中に、重点点検事項、点検事項の実施状況について、現地確認 を実施すること。
- (2)輸送機関等の本社のほか、現場事業所等も対象にするなどにより、全社的な総点 検実施状況を把握すること。
- (3)総点検において発見された不備事項については、早期改善のため適切な措置を行うこと。
- 3. 業務効率化

総点検の実施にあたり、事業者等への文書等の送付及び報告徴収等を行うにあたっては、電子メールや電子媒体の活用など、報告様式の印刷や集計に係る業務の効率化に努めること。

#### 第5 総点検結果の報告

- 1. 輸送機関等は、運輸局長あてに、令和8年1月16日(金)までに総点検の実施状況を報告するものとする。
- (1)鉄道・軌道事業者は、運輸局鉄道部へ提出。 索道事業者は、協会を通じて運輸局 鉄道部へ提出。
- (2) 自動車運送事業者は、協会を通じて管轄する運輸支局へ提出。※協会未加盟事業者は、管轄する運輸支局へ提出。
- (3) 船舶運航事業者は、管轄する運輸支局等へ提出。
- (4) バスターミナル事業者は運輸局自動車交通部へ提出。
- (5) トラックターミナル事業者は運輸局交通政策部へ提出。
- (6)貨物利用運送事業者は、自動車関係は運輸局自動車交通部へ提出。海事関係は海事振興部へ提出。

令和7年11月13\_安危課\_実施細目\_3年

2. 運輸局各部は、各運輸支局、関係事業者団体等から報告のあった総点検実施結果を取りまとめの上、本省関係部局及び運輸局総務部へ報告するものとする。

運輸局総務部は、各部から報告を受けた総点検実施結果を取りまとめの上、本省 関係部局へ報告するものとする。